

○金融庁告示第 号

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第十二条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十五号）は、平成二十年十二月十七日をもって廃止する。

平成二十年十二月 日

金融庁長官 佐藤 隆文